経済産業省令第二十六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第三条第二項第四号、第五

条第二項、第十七条及び第二十条の規定に基づき、並びに同法、特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)

及び実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)を実施するため、 特許協力条約に基づく国際出願等に関

する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

経済産業大臣 甘利 明

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 (昭和五十三年通商産業省令第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第十五条第四号ロ中「国際出願日の前一年以内の日に当たる」を削る。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(意見書の提出)

第二十二条の二 出願人は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、

同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第二十三条中「特許庁長官は、 」の下に「法第四条第一項又は第三項の規定により」 を加える。

第二十五条中「期間内に手続の補完」の下に「に係る書面の提出」を、

しないとき」の下に「又は同

項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、 その手続の補完がされていないとき」 を加え

る。

第二十七条中「国際出願日 (法第五条第二項の規定により認定されたものを除く。第七十二条第二号に

おいて同じ。)から三十日」を「同条第一項の規定による通知の日から二月」に改める。

第二十八条第三項中「事由が優先権」 を「事由が、 優先権」に、 「又は国際出願」を「、 国際出願」に

改め、 「同一でないこと」の下に「又は国際出願日が優先日から一年二月を経過した後の日でないこと」

を加え、同条の次に次の一条を加える。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八条の二(出願人が、第二十七条の三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける

前であつて第二十七条の三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により

優先権の主張について補正をしたときは、 その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(国際出願の明細書等の補完)

第二十九条の二 特許庁長官は、 法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、 明細書若しく

は請求の範囲の一部がないこと(同条第一項第四号に該当する場合を除く。)又は図面の全部若しくは

部がないことを発見したときは、出願人に対し、書面により手続の補完を二月以内にすべきことを命

じなければならない。

2 出願人は、 前項の期間内に限り、 意見書を提出することができる。

3 第一 項の規定による命令に基づく手続の補完 (以下第二十九条の五までにおいて単に「手続の補完」

という。)は、様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書は、 様式第十一の七又は様式第十

の八により作成しなければならない。

(手続の補完の特例)

第二十九条の三 出願人は、 前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に

到達した日から二月間に限り、手続の補完をすることができる。

(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の四 特許庁長官は、 出願人が第二十九条の二第一項又は前条に規定する期間内に手続の補完

をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。 ただし

当該書面の到達の日が法第四条第三項の規定による国際出願日の前であるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日

を出願人に通知しなければならない。

(手続の補完の取下げ)

第二十九条の五 出願人は、 前条第二項の規定による通知の日から一月間に限り、 同条第一項の規定によ

り国際出願日が認定された国際出願に係る手続の補完を取り下げることができる。

2 前項の規定による手続の補完の取下げがあつたときは、手続の補完に係る前条第一項の規定による国

際出願日の認定はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による手続の補完の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければな

らない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(意見書の提出)

第三十条の二 出願人は、 法第六条の規定により手続の補正をすべきことを命じられたときは、 同条の規

定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第四十七条第三項中「規定による要約書」を「国際調査報告」に改め、 、限り、 の下に「要約書の訂

正を記載した書面又は」を加え、 同条第四項中「様式第二十又は様式第二十の二」を「様式第十一の七又

は様式第十一の八」に改める。

第七十二条中「三十日」を「二月」に改める。

第七十七条第一項中「ときは」の下に「、次に掲げる場合を除き、優先日から二年二月以内に」を加え

、同項に次の三号を加える。

願書、明細書、 請求の範囲、 図面又は要約書の提出がない場合及びこれらの書類の一部が不足して

いる場合

二 要約書に記載された事項を訂正する場合

1 要終電は記載された事項を記述でする

三

第一項の次に次の一項を加える。

優先権の主張に係る事項において優先日について変更が生じる訂正の場合

第七十七条第三項を削り、同条中第二項を第三項とし、

2 出願人は、 前項の訂正の請求に際して、訂正すべき誤り、訂正の提案及び必要な説明を、特許庁長官

に対し、書面により提出しなければならない。

様式第一の備考7中「4叩畄屮」を「10ポイソトから12ポイソトまで」に、「0.21cm」を「0.28cm」に

改める。

様式第一の二の備考2中「0.21cm」を「0.28cm」に改める。

様式第七を次のように改める。

			·記入欄 ————
特許協力条約に基づく国際出願	国際出願番号		ロロノくが利
願 書	国際出願日		
出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処 理されることを請求する。	(受付印)		
	出願人又は代理人の書 (希望する場合、最大		
第 I 欄 発明の名称			
第 II 欄 出願人 この欄に記載した者は、発明者でもある	ა .		
氏名(名称)及びあて名:(<i>姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;</i> 住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の色		· ·	電話番号:
			ファクシミリ番号:
			出願人登録番号:
国籍 (国名):	注所 <i>(国名)</i> :		
この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国をN	主所 <i>(国名)</i> : 余くすべての指定国	米国のみ	追記欄に記載した指定国
この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国をN		米国のみ	追記欄に記載した指定国
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を限		米国のみ	追記欄に記載した指定国
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を修 第 III 欄 その他の出願人又は発明者		米国のみ	追記欄に記載した指定国
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を修 第 III 欄 その他の出願人又は発明者			追記欄に記載した指定国
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を形 第 III 欄 その他の出願人又は発明者 その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。 第 IV 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名	余くすべての指定国	共通の	
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を脱 第 III 欄 その他の出願人又は発明者 その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。 第 IV 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名 次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する:	余くすべての指定国	共通の	の代表者 電話番号: ファクシミリ番号:
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国を脱 第 III 欄 その他の出願人又は発明者 その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。 第 IV 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名 次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する:	余くすべての指定国	共通の)代表者 電話番号:

第 III 欄 その他の出願人又は発明者					
この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。					
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記 住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願)	この欄に記載した者は次に該当する: 出願人のみである。				
		出願人及び発明者である。			
		出願人登録番号:			
国籍 (国名):	住所 (国名):				
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国		追記欄に記載した指定国			
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記 住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願)		この欄に記載した者は次に該当する: 出願人のみである。			
		出願人及び発明者である。 発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと)			
		出願人登録番号:			
国籍 (国名):	住所 (国名):				
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 米国	国を除くすべての指定国 米国のみ	追記欄に記載した指定国			
氏名(名称)及びあて名:(<i>姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願)		この欄に記載した者は 次に該当する: 出願人のみである。 出願人及び発明者である。 発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと) 出願人登録番号:			
	T	山願八豆球笛与。			
国籍 (国名):	住所 (国名):				
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: ************************************	国を除くすべての指定国 米国のみ	追記欄に記載した指定国			
氏名(名称)及びあて名:(<i>姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願力		この欄に記載した者は 次に該当する: 出願人のみである。 出願人及び発明者である。 発明者のみである。 (ごこにレ印を付したときは、以下に記入しないこと) 出願人登録番号:			
国籍 (国名):	住所 (国名):	,			
指定国についての出願人である:	国を除くすべての指定国 米国のみ	追記欄に記載した指定国			
その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。					

追記欄 この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1.全Tの情報を該当する欄の中に記載できないとき(特別な追記欄が用意されている第VIII欄(i)から(v)までを除く)。

この場合は、「第…欄の続き」(欄番号を表示する)と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する ; 特に、

(i)出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第Ⅲ欄の続き」と表示し、第Ⅲ欄で求められている同 じ情報を、それぞれの者について記載する。住所(国名)欄に表示が無 い場合、氏名(名称)及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人 の住所(国名)として扱われる。

(ii)第Ⅲ欄または第Ⅲ欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を 付しているとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第II欄の続き」又は「第II欄及び第II 欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名(名称)を表示し、それぞれの氏名(名称)の次にその者が出願人となる指定国(広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許)を記載する。

(iii)第Ⅲ欄又は第Ⅲ欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、全ての指定国のための又は米国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第II欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国(広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許)を記載する。

- (iv)第IV欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。
 - この場合は、「第IV欄の続き」と表示し、第IV欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。
- (v) 第 VI 欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が 4 件以上あるとき。 この場合は、「第 VI 欄の続き」と表示し、第 VI 欄で求められている ものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。
- 2.国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」 又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人 が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は2文字の国コードを記載し、かつ「追加特許」、「追加証」「追加発明者証」又は「追加実用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する(規則4.11(a)()及び49の2.1(a)又は(b)』

3.国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「US」と記載し、かつ「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する(規則4.11(a)()及び49の2.1(d)。

|--|

₽₽	788		_
æ	Maa	国の指定	E

この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束される全ての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種 類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。

しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- DE ドイツについては**指定をしない**
- JP 日本については**指定をしない**
- KR 韓国については**指定をしない**
- RU ロシアについては指定をしない

		た指定は、それを変更することはできない	.)	
第 VI 欄 優先権主	張 ————————————————————————————————————			
以下の先の出願に基づく	優先権を主張する:			
先の出願日	先の出願番号		先の出願	
(日.月.年)		国内出願:パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願:広域官庁名	国際出願:受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				
他の優先権の主張	 長(先の出願)が追記欄I	<u> </u> に記載されている。		
		本 <i>国際出願の受理官庁に対して出願され</i> 受理官庁(日本国特許庁の長官)に対し		のものについて、出願書類の認
すべて 優	憂先権(1) 優先村	権(2) 優先権(3) こ その	他は追記欄参照	
		で特定される先の出願のうち、項目(_ 情求を裏付ける更なる情報が提出された	なければならないことについて)について優先権の回復 、第 VI 欄の備考を参照)。
求の範囲若しくは図面の た日において優先権を主)一部がこの国際出願には 張する先の出願にそれた	若しくは(e)に規定する国際出願の は含まれていないが、受理官庁が条約5 が完全に含まれている場合には、規則2 目して補充することを請求する。	第11条(1)(iii)に規定する	要素の1つ以上を最初に受領し
第 VII 欄 国際調査	E機関			
	ISA)の選択((2以上の国際調査機関が国際調査を写	ξ施可能な場合、いずれかを選	択し二文字コードを記載。)
ISA/				
先の調査結果の <i>出願日(日.月</i>		調査の照会 (<i>先の調査が、国際調 出願番号</i>	査機関によって既に実施又は 国名(又は広域官庁	
第 VIII 欄 申立て				
この出願は以下の申立	てを含む。 <i>(下記の該当</i>	当する欄をチェックし、右にそれぞれの	の申立て数を記載)	申立て数
第 VIII 欄(i)	発明者の特定	Eに関する申立て	:	
第 VIII 欄(ii		持許を与えられる国際出願 8に関する申立て	日における :	
第 VIII 欄(ii	- 2	優先権を主張する国際出願 Bに関する申立て	日における :	
第 VIII 欄(iv	発明者である	る旨の申立て ≘国とする場合)	:	

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する

申立て

第 VIII 欄(v)

第 VIII 欄(i) 発明者の特定に関する申立て
申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、 及び本頁に特有の事項について第 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。
発明者の特定に関する申立て (規則 4.17(i)及び 51 の 2.1(a)(i))
この申立ての続葉として「第 欄(i)の続き」がある

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄 $(i)\sim (v)$ の備考の総論部分、 及び本頁に特有の事項について第 欄 (ii) の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。	
出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て(規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合)(規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii)))
この申立ての続葉として「第 欄(ii)の続き」がある	_

第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願	員人の資格に関する申立て
申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i) - 及び本頁に特有の事項について第 欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書	
先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て(本国際出願の出願人だ日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合)(規則 4.17(iii)及び 51 の 2.1(a)(iii))	が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願
この申立ての続葉として「第 欄(iii)の続き」がある	

第 VIII 欄(iv) 発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)

申立ては実施細則第214号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、 及び本頁に特有の事項について第 欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)及び 51 の 2.1(a)(iv)) (米国を指定国とする場合)

私は、特許請求の範囲に記載され、かつ特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先かつ唯一の発明者である(発明者が1名しか記載

されていない場合))か、あるいは共同発明者である(複数の発明者が記載	されている場合)と信じていることを、ここに申し立てる。
本申立ては、本語	書がその一部をなす国際出願を対象としたものである(出願時に申立てを提出する場合)。
本申立ては、国際	祭出願 PCT/	_を対象としたものである(規則 $26 { m o} 3$ に従って申立てを提出する場合 $)_{ m o}$
私は、自分の住民	所、郵便のあて名及び国籍を氏名に続いて記載している	ことをここに申し立てる。
上記出願の願書に 出願月、出願年を記	おいて主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」とに	引していることを、ここに表明する。私は、PCT 規則 4.10 の規定に従い、 いう見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、 いる PCT 国際出願を含め、優先権の主張に係る基礎出願の出願日よりも すべて特定している。
先の出願:		
	らに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部	特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、こ 継続出願の PCT 国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報につ
故意に虚偽の陳述な	などを行った場合は、米国法典第 18 編第 1001 条に基づ 5出願又はそれに対して与えられるいかなる特許につい	言念に関する陳述が真実であると信じることをここに申し立てる。さらに、 『き、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意によ ても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、
氏名:		
	国の州名(該当する場合)又は国名)	
郵便のあて名:		
_		
国籍:		
	はなく、発明者のものでなければならない。)	日付:
氏名:		
住所:		
	国の州名(該当する場合)又は国名)	
郵便のあて名:		
_		
発明者の署名: (署名は代理人では	はなく、発明者のものでなければならない。)	日付:
この申立で	 ての続葉として「第 欄(iv)の続き」がある	

第 VIII 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て
申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄 $(i) \sim (v)$ の備考の総論部分、 及び本頁に特有の事項について第 欄 (v) の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。
不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て (規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v))
この申立ての続葉として「第 欄(v)の続き」がある

第 VIII 欄(i) ~ (v)の続き 申立て
第 欄 $(i) \sim (v)$ の紙面が不足する場合(同欄 (iv) において 2 人以上の発明者を記載する場合を含む)、「第 欄 $(i) \sim (v)$ の番号を記載)の続き」としたうえ、当該申立て と同様に必要事項を記載する。 2 以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

第IX欄 照合欄;出願の言語		
この国際出願は次のものを含む。 (a) 紙形式 での枚数 願書(申立て及び追記用紙を含む) 枚	この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。	数
明細書(配列表または配列表に関連	1 .	
するテーブルを除く) 枚		
請求の範囲枚	国際事務局の口座への振込を証明する書面 :	
要約書枚	2. 個別の委任状の原本 :	
図面枚	3. 包括委任状の原本	
小 計 枚	・ 包括委任状の写し(あれば包括委任状番号)	
配列表 枚	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
配列表に関連するテーブル枚		
(いずれも、紙形式での出願の場合はその枚数 電子形式の有無を問わない。		
<i>下記(C)参照)</i> 合計 枚	7 . 国際出願の翻訳文(翻訳に使用した言語名を記載する):	
(b) 電子形式のみの	8. 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面:	
(実施細則第 801 号(a)(i))	9 電子形式の配列表 (媒体の種類と枚数も表示する)	
(i) 配列表	規則 13 の 3 に基づき提出する国際調査のための写し	
(ii) 配列表に関連するテーブル	(国際面願の一部を構成しない) (<i>左欄(b)(i)又は(C)(i)にレ印を付した場合のみ)</i>	
(C) 電子形式と同一の (実施細則第 801 号(a)(ii))	国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同	
(i) 配列表		
(ii) 配列表に関連するテーブル	「媒体の種類と枚数も表示する) 「実体細則第802 号 5 の 4 に其づき担果する国際調査のための写し	
媒体の種類(フレキシプルテ゚ィスク、CD-ROM、CD-R、その他) と枚数	(1) (国際出願の一部を構成しない)	
配列表	(ii) 実施細則第802 号bの4に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し (iii) 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表に関連したテー	
配列表に関連するテーブル	・	
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11.	
要約書とともに提示する 図面 :	本国際出願の 言語 :	
第X欄 出願人、代理人又は共通の代 各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。	表者の記名押印	
	受理官庁記入欄 2.図面	
1.国際出願として提出された書類の実際の受理の日	受理された	
3.国際出願として提出された書類を補完する書面又は降その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(言	面であって	
4 . 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の類	間内の受理の日	
5. 出願人により特定された 国際調査機関 ISA/	6. 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に 調査用写しを送付していない。	
	国際事務局記入欄 ————————————————————————————————————	
記録原本の受理の日:		

(備考)

- 願書のすべての用紙には、アラビア数字により 1 から始まる連続番号を用紙の上端又は下端の中央に
- 2 計量単位は、メートル法により記載する。
- 3 技術用語は、学術用語を用いる。
- 4 用語は、 国際出願全体を通じ統一して使用されているものを用いる

S

- 載する。 考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.21cm以上の文字)により、かつ、暗 色の退色性のない色であつて備考51において引用する様式第1の備考4に定める要件を満たすもので記 記載事項は、 9ポイントから10ポイントまでの大きさの文字(備考21において引用する様式第1の備
- 6 方からなる書類記号であつて、 出願人又は代理人の書類記号」の欄に記入するときは、 12字を超えないものを記載する。 ローマ字若しくはアラビア数字又はその双
- 7 発明の名称は、短くかつ的確なものとする。

あて名は、 慣習上の悪件を満たし、 郵便物が速やかに配達されるもの(国名から住居番号まで) を問

 ∞

載す

. ف

- 9 発明者が続葉に記載されている。」の前の 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、 内にレ印を付し、 続葉を用いて記載する 「その他の出願人又は
- 10 名若しくは名称及びあて名を記載する。 \wedge 、つ、な ともに、通知が送付されるためのあて名を記載する 「代理人又は代表者、 通知が送付されるあて名を記載するときは、 通知のあて名」の欄には、代理人又は代表者を選任する場合には、 すべての出願人の代理人又は代表者を選任しない場合であ 「通知のためのあて名」の前の 内にレ印を付す その者の氏 ر ا
- \Rightarrow 出願人登録番号」及び「代理人登録番号」の欄には、 識別番号をなるべく記載する。
- 2 優先権主張」 の欄には、 優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。
- 7 例 先の出願が国内出願の場合には、 Ø, 先の出願をした日付、 先の出願の番号及び先の出願がされた国名
- 先の出願が広域出願の場合には、 先の出願をした日付、 先の出願の番号及び適用される広域特許の

易機関加盟国の少なくとも1か国の国名を記載する。 願のうち、ARIPO特許を先の出願とする場合には、 取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局の名称を記載する。 その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿 万域出

先の出願が国際出願の場合には、 国際出願日、 国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載す

° N

- $\frac{1}{3}$ 言語を「日本語」のように記載する 「照合欄」の欄中「本国際出願の言語」の頃には、 受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した
- 4 数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す(例えば2003年 6 月28日は「28. 06. 2003」 数字をこの順序に従つて、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア 日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月についての数字及び年についての
- 他の紀元又は暦を用いる場合には、 西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する
- 5 その代理人又は代表者が記名押印をする。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一 「出願人、代理人又は代表者の記名押印」の欄には、出願人が代理人又は代表者を選任した場 合には

人の出願人が記名押印をする。

- 6 記載すべき情報のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、追記欄を用いて記載する。
- 17 コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次により作成する。
- 4 願書の割り付け及び内容は、様式第7の形式と一致し、対応するページに同一の情報と実質的に同
- 一の大きさの欄を設けなければならない。
- ローすべての欄は、一本線で描かなければならない。
- \geq 欄の番号及び項目は、 そこに記入する情報がないときも、 表示しなければならない。
- | |受理官庁及び国際事務局の使用する欄は、印刷した様式と同じ大きさにしなければならない。
- 낚 項目とその他の情報は、はつきりと区別しなければならない。
- 8 願書には、 法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。
- 19 第50条の3 第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。
- 7 9 コンピュータ読み取り可能な配列表」の 内にレ印を付すとともに、 「(i) 規則13の
- ω に基づき提出する国際調査のための写し(国際出願の一部を構成しない) 9 内にフ

印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「() 数を記載する。 した配列表を含む写しの同一性についての陳述書を添付 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載 _ Э 内にレ印を付し、陳述書の

記録形式等の情報を記載した書面」 その他(書類名を具体的に記載) と記載し、 その書面の数を記載する . . 9 内にレ印を付し、 「磁気ディスクの

考8に従つて記載する。 陳述書」 À 原則として次の文例により作成する。 「国際出願の表示」の項目は、 様式第1の備

(文例)

陳述書

特許庁長官 殿

又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。 本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、 明細書に記載した塩基配列

平成 年 月 日

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

=

- | |「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、 原則として、 「出願人氏名(名称)」、
- を記録したファイル名」及び「連絡先(電話番号及び担当者の氏名)」の項目を設けて記載すること 代理人氏名(名称)」、 「国際出願の表示」、 「発明の名称」、 「 使用した文字コード」、 配列

により作成する。

- 20 法律 関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号)第40条第2項の規定により を記載し、 見込額からの納付の申出を行うときに限り、「 1.及び2.特許協力条約に基づく国際出願等に関する 手数料計算用紙において、法第18条第1項第1号の規定による手数料の納付について、 (国内法) 予納台帳番号」 第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額 の欄には予納台帳の番号を記載する 工業所有権に
- 2 その街は、 様式第1の備考1、 2、 4、 9、10から15まで、17、20及び21と同様とする。

様式第七の二を次のように改める。

様式第七の二 (第16条関係)

REQUEST

For receiving Office use only
International Application No.
International Filing Date
Name of receiving Office and "PCT International Application"

international application be processed according to the Patent Cooperation Treaty.	Name of receiving Office and "PCT International Application"		
	Applicant's or agent's a (if desired) (12 characte		
Box No. I TITLE OF INVENTION		,	
Box No. II APPLICANT This person	on is also inventor		
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)			
		Facsimile No.	
		Applicant's registration No. with the Office	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country)	of residence:	
	State (that is, country)	or residence.	
This person is applicant for the purposes of: all designated States all designated the United States	ed States except States of America	the United States the States indicated in the Supplemental Box	
Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURT	HER) INVENTOR(S)		
Further applicants and/or (further) inventors are indicated	on a continuation sheet.		
Box No. IV AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE	E; OR ADDRESS FOR	CORRESPONDENCE	
The person identified below is hereby/has been appointed to act of the applicant(s) before the competent International Authorities	on behalf s as:	agent common representative	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.) Telephone No.			
		Facsimile No.	
		Agent's registration No. with the Office	
Address for correspondence: Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.			

Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)			
If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the request.			
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)		This person is: applicant only applicant and inventor inventor only (If this check-box is marked, do not fill in below.) Applicant's registration No. with the Office	
Chata (di nais sanata) of nationality	Chata (d. at :-) of moniton on	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country)	of residence.	
This person is applicant for the purposes of: all designated the United States all designated the United States	States except ates of America	the United States of America only the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity. The address must include postal code and name of country. The country of the Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence.	e address indicated in this	This person is: applicant only applicant and inventor inventor only (If this check-box is marked, do not fill in below.) Applicant's registration No. with the Office	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country)) of residence:	
This person is applicant for the purposes of: all designated States all designated the United States	States except ates of America	the United States of America only the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity. The address must include postal code and name of country. The country of the Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is the applicant.	e address indicated in this	This person is: applicant only applicant and inventor inventor only (If this check-box is marked, do not fill in below.) Applicant's registration No. with the Office	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country)) of residence:	
This person is applicant for the purposes of: all designated the United States all designated the United States	States except ates of America	the United States of America only the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity. The address must include postal code and name of country. The country of the Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is the applicant.	e address indicated in this	This person is: applicant only applicant and inventor inventor only (If this check-box is marked, do not fill in below.) Applicant's registration No. with the Office	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country)	of residence:	
	States except ates of America	the United States of America only the States indicated in the Supplemental Box	
Further applicants and/or (further) inventors are indicated or	n another continuation	sheet.	

Supplemental Box

If the Supplemental Box is not used, this sheet should not be included in the request.

- If, in any of the Boxes, except Boxes Nos. VIII(i) to (v) for which a special continuation box is provided, the space is insufficient to furnish all the information: in such case, write "Continuation of Box No...." (indicate the number of the Box) and furnish the information in the same manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient, in particular:
- (i) if more than one person is to be indicated as applicant and/ or inventor and no "continuation sheet" is available: in such case, write "Continuation of Box No. III" and indicate for each additional person the same type of information as required in Box No. III. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below;
- (ii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, the indication "the States indicated in the Supplemental Box" is checked: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the applicant(s) involved and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is applicant:
- (iii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, the inventor or the inventor/applicant is not inventor for the purposes of all designated States or for the purposes of the United States of America: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Box No. III and No. III" (as the case may be), indicate the name of the inventor(s) and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is inventor;
- (iv) if, in addition to the agent(s) indicated in Box No. IV, there are further agents: in such case, write "Continuation of Box No. IV" and indicate for each further agent the same type of information as required in Box No. IV;
- (v) if, in Box No. VI, there are more than three earlier applications whose priority is claimed: in such case, write "Continuation of Box No. VI" and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box No. VI.
- 2. If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in certain designated States, as an application for a patent of addition, certificate of addition, inventor's certificate of addition or utility certificate of addition: in such a case, write the name or two-letter code of each designated State concerned and the indication "patent of addition," "certificate of addition," "inventor's certificate of addition," the number of the parent application or parent patent or other parent grant and the date of grant of the parent patent or other parent grant or the date of filing of the parent application (Rules 4.11(a)(iii) and 49bis.1(a) or (b)).
- 3. If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in the United States of America, as a continuation or continuation-in-part of an earlier application: in such a case, write "United States of America" or "US" and the indication "continuation" or "continuation-in-part" and the number and the filing date of the parent application (Rules 4.11(a)(iv) and 49bis.1(d)).

Sheet No.

Box No. V DESIGNATIO	ONS				
The filing of this request constitutes under Rule 4.9(a) , the designation of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents. However,					
DE Germany is not design	gnated for any kind of national p	rotection			
	ed for any kind of national protect				
	not designated for any kind of a	•			
	s not designated for any kind of ly be used to exclude (irrevocably)	•	rnad if at the time of fili	ing or subsequently under	
Rule 26bis. 1, the international a	application contains in Box No. VI	I a priority claim to an e	arlier national applicat	tion filed in the particular	
Box No. VI PRIORITY CI	oid the ceasing of the effect, und LAIM	er the national law, of	this earlier national ap	pplication.)	
The priority of the following ea	arlier application(s) is hereby clai	med:			
Filing date	Number	Whe	ere earlier application is	s:	
of earlier application	of earlier application	national application:	regional application:		
(day/month/year)		country of Member of WTO	regional Office	receiving Office	
item (1)					
item (2)					
()					
item (3)					
Further priority claims are	indicated in the Supplemental B	ox.			
Transmit certified copy: the earlier application(s) (only if the is the receiving Office) identifi	receiving Office is requested to page earlier application was filed we dabove as:	orepare and transmit to with the Office which for	the International Burea r the purposes of this in	au a certified copy of the nternational application	
all items	item (1) item (2)	item (3)	other, see Suppl	lemental Box	
Restore the right of priority: the receiving Office is requested to restore the right of priority for the earlier application(s) identified above or in the Supplemental Box as item(s) (
Incorporation by reference: where an element of the international application referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) or a part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5(a) is not otherwise contained in this international application but is completely contained in an earlier application whose priority is claimed on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, that element or part is, subject to confirmation under Rule 20.6, incorporated by reference in this international application for the purposes of Rule 20.6.					
Box No. VII INTERNATIO	ONAL SEARCHING AUTHOR	RITY			
Choice of International Search international search, indicate the	ching Authority (ISA) (if two or the Authority chosen; the two-letter	more International Sear code may be used):	rching Authorities are c	ompetent to carry out the	
ISA /					
Request to use results of earli International Searching Authori	er search; reference to that se	arch (if an earlier searc	ch has been carried out	by or requested from the	
Date (day/month/year)		Country (or regional O	ffice)		
Box No. VIII DECLARATIO	ONS				
The following declarations are contained in Boxes Nos. VIII (i) to (v) <i>(mark the applicable</i> Number of					
check-boxes below and indicate in the right column the number of each type of declaration):					
Box No. VIII (i)	Declaration as to the identity of the	ne inventor		:	
Box No. VIII (ii) Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent :					
Box No. VIII (iii) Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application :					
Box No. VIII (iv) Declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America):					
Box No. VIII (v)	Declaration as to non-prejudicial	disclosures or exception	ons to lack of novelty	:	

Box No. VIII (i) DECLARATION: IDENTITY OF THE INVENTOR
The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 211; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No.VIII (i). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.
Declaration as to the identity of the inventor (Rules 4.17(i) and 51bis.1(a)(i)):
This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (i)".

Box No. VIII (ii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO APPLY FOR AND BE GRANTED A PATENT The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 212; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No.VIII (ii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.
Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent (Rules $4.17(ii)$ and $51bis.1(a)(ii)$), in a case where the declaration under Rule $4.17(iv)$ is not appropriate:
This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (ii)".

Box No. VIII (iii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO CLAIM PRIORITY			
The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 213; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No.VIII (iii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.			
Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application specified below, where the applicant is not the applicant who filed the earlier application or where the applicant's name has changed since the filing of the earlier application (Rules 4.17(iii) and 51bis.1(a)(iii)):			
This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iii)".			

Box No. VIII (iv) DECLARATION: INVENTORSHIP (only for the purposes of the designation of the United States of America)

The declaration must conform to the following standardized wording provided for in Section 214; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (iv). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.

Declaration of inventorship (Rules 4.17(iv) and 51bis.1(a)(iv)) for the purposes of the designation of the United States of America: I hereby declare that I believe I am the original, first and sole (if only one inventor is listed below) or joint (if more than one inventor is listed below) inventor of the subject matter which is claimed and for which a patent is sought. This declaration is directed to the international application of which it forms a part (if filing declaration with application). to Rule 26ter). I hereby declare that my residence, mailing address, and citizenship are as stated next to my name. I hereby state that I have reviewed and understand the contents of the above-identified international application, including the claims of said application. I have identified in the request of said application, in compliance with PCT Rule 4.10, any claim to foreign priority, and I have identified below, under the heading "Prior Applications," by application number, country or Member of the World Trade Organization, day, month and year of filing, any application for a patent or inventor's certificate filed in a country other than the United States of America, including any PCT international application designating at least one country other than the United States of America, having a filing date before that of the application on which foreign priority is claimed. I hereby acknowledge the duty to disclose information that is known by me to be material to patentability as defined by 37 C.F.R. § 1.56, including for continuation-in-part applications, material information which became available between the filing date of the prior application and the PCT international filing date of the continuation-in-part application. I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issued thereon. (city and either US state, if applicable, or country) Mailing Address: (The signature must be that of the inventor, not that of the agent) (city and either US state, if applicable, or country) (The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iv)".

Box No. VIII (v) DECLARATION: NON-PREJUDICIAL DISCLOSURES OR EXCEPTIONS TO LACK OF NOVELTY

The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 215; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No.VIII (v). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.
Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty (Rules 4.17(v) and 51bis.1(a)(v)):
This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (v)".

re to be named in Bo he information in the n respect of two or m hould not be include	ient in any of Boxes Nos. VIII (i) to (v) to furnish all the information, including in the case where more than tv x No. VIII (iv), in such case, write "Continuation of Box No. VIII …" (indicate the item number of the Box, same manner as required for the purposes of the Box in which the space was insufficient. If additional spa ore declarations, a separate continuation box must be used for each such declaration. If this Box is not use d in the request.) and furnish ace is needed ed, this sheet

Box No. IX CHECK LIST; LANGUAGE OF FILING					
This international application contains: (a) on paper, the following number of sheets: request (including declaration and supplemental sheets) description (excluding sequence listing and/or tables related thereto): claims abstract drawings Sub-total number of sheets: sequence listing tables related thereto: (for both, actual number of sheets if filed on paper, whether or not also filed in electronic form; see (c) below) Total number of sheets: (b) only in electronic form (Section 801(a)(i)) (i) sequence listing (ii) tables related thereto Type and number of carriers (diskette, CD-ROM, CD-R or other) on which are contained the sequence listing: tables related thereto:	This international application is accompanied by the following item(s) (mark the applicable check-boxes below and indicate in right column the number of each item): 1.	of items : :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::			
I = '					
	Laurence of City of the				
Figure of the drawings which should accompany the abstract:	Language of filing of the international application:				
	T, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE ning and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious	from reading the request)			
Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the request).					
	For receiving Office use only				
Date of actual receipt of the purported international application:	2. Drawings:				
3. Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application:					
4. Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2):					
5. International Searching Authority (if two or more are competent): 1					
For International Bureau use only					
Date of receipt of the record copy by the International Bureau:					

[備卷]

- することができるように記載する。 い色で、 記載事項は、大文字の大きさが縦0. 21cm以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のな 写真、 静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製を
- 2 TITLE OF INMENTIONは、短く(2語以上7語以内であることが望ましい。)かつ的確なものとする。
- ω 続葉を用いて記載する。 and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.」の前の 内にレ印を付し、 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants
- 4 fice」の欄には、 「Applicant's registration No. with the Office」及び「Agent's registration No. with the Of 識別番号をなるべく記載する。
- G 「PRICRITY CLAIM」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する
- 7 番号及び先の出願がされた国名を記載する。 先の出願が「national application」(国内出願)の場合には、先の出願をした日付、先の出願の

- 番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する機関の名称(実際に その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関の少なくとも 1 か国の国名を記載する 先の出願が「regi onal application」(広域出願)の場合には、先の出願をした日付、先の出願の 関連する広域官庁)を記載する。広域出願のうち、ARIPO特許を先の出願とする場合
- び出願がされた受理官庁名を記載する。 先の出願が「international application」(国際出願)の場合には、 国際出願日、 国際出願番号及
- 9 認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載する。 「CHECK LIST」の「Language of filing of the international application」の項には、 受理官庁が
- を選任した場合には、その代理人が記名し、署名をする。代理人が選任されない場合には、少なくとも 人の出願人が記名し、 「SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE」の欄には、すべての出願人が代理人 署名をする。
- ∞ 第50条の3第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、 次の要領で記載する。
- 4 9 sequence listing in computer readable form (indicate type and number of carri

ഗ ers)」の 内にレ印を付すとともに、「(i) to the identify of the copy or copies with the sequence listing mentioned in left column 内にレ印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「() search under Rule 13 ter only (and not as part of the international application) : copy submitted for the purposes of internation together with relevant statement a _ 9

nformation Such as Recording Form of Magnetic disk」と記載し、その書面の数を記載する。

_ 9

内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。

lication」の項目は、様式第1の2の備考3に従つて記載する。 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International App

(文例)

STATEMENT

TO: Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s)re

corded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) wr

Dat e,

itten in the specification.

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant (Agent): Signature

| | 「Information Such as Recording Form of Magnetic disk」は、原則として、「Applicant」、「

Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Ch

aracter Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載する

ことにより作成する。

9 び7並びに様式第7の備考1から4まで、6、10、14及び16から18までと同様とする。 その他は、様式第1の備考1、2、4、9、13から15まで、20及び21、様式第1の2の備考1、4及

様式第八の備考7中「17」を「18」に改める。

様式第八の二の備考3中「15」を「16」に改める。

様式第九の備考11及び様式第九の二の備考中「17」を「18」に改める。

様式第十一の備考6及び様式第十一の二の備考2中「15」を「16」に改める。

様式第十一の六の次に次の二様式を加える。

様式第11の7(第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係)

意 見 書

特許庁長官 殿

(特許庁審査官 殿)

国際出願の表示

2 出願人(代表者)

氏名 (名称)

で名

भ

(E)

国 籍

住所

3 代理人

民名

る合

4 補完命令の日付

5 意見の内容

6 添付書類の目録

(備老)

意見 ᢖ 2 紦 6)/ 第22条の2 뻬 意見)」 2 項の規定 第30条の2第1項の規定による意見)」 ر 4 第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「 による 第29条の2 意見)」 ر 4 紦 2項の規定によ 第30条の2 <u>ر</u> 4 第1項の規定によ Ю 幯 見書 第47条第3項の規定に 4 超出 するとき 6)/ 意見書(第22条の2第1項の規定に 意見書を提 は表題 ᢖ H 色 Ø 意見 <u></u> 幯 Ø \wedge 見 卌 卌 Ω¥ を提 は表題 (第29条の H <u></u> 例 6) \wedge

きは「意見書(第47条第3項の規定による意見)」とする。

- 2 第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付
- ر بر 第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。
- ω 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、 3 及び 4 並び

に様式第7の備考14と同様とする。

様式第11の8(第22条の2、 第29条の2、第30条の2及び第47条関係)

To: Commissioner of the Patent Office

(To: Examiner of the Patent Office)

- I dentification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Si gnat ur e

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name: Signature

(E)

Address:

4 Date of Invitation

5 Subject Matter of Comment

List of Attached Documents

9

[備卷]

cation」とする。 第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「Date of Invitation」の欄を「Date of Notifi

2 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8

様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の備考14と同様とする。

式の構考1中「基づく手続の補完)」とし」の下に「、第29条の 2 第 1 項の規定による命令に基づき手続 備考4の次に次のように加える。 の補完をするときは表題を「手続補完書(第29条の2第1項の規定による命令に基づく手続の補完)」と し」を加え、 **崇恜第十二中「様式第12(第24条関係)」や「様式第12(第24条及び第29条の2関係)」に込め、** 同様式の備考5中「 痲脈13」 を「 痲 牀 14」 に改め、 同備考を同様式の備考6とし、 同樣式中 同 樣

S 同時に2以上の手続補完書を提出するときは、 その手続補完書に、 「手続補完書(1)」、 「手続補完書

(2)」のように番号をつけて区別する。

に改め、 漿恜無十川6川中「様式第12の2(第24条関係)」や「様式第12の2(第24条及び第29条の2関係)」 同様式の備考3中「 痲朮13」を「 痲朮14」に改め、 「 蕪峨 3 」の下に「 及び 5 」を加える。

式第十六の備考、 様式第十三の三の備考2、 様式第十六の二の備考、様式第十八の備考3及び様式第十八の二の備考中「 誦峨13」 様式第十三の四の備考、 様式第十五の備考8、様式第十五の二の備考6、 樣 を

「 蕪歳14」 に改める。

様式第十五の二の次に次の二様式を加える。

様式第15の3(第29条の5関係)

手続の補完の取下書

特許庁長官

踙

| 国際出願の表示

2 出願人(代表者)

氏名 (名称)

भ

 \forall

炒

国 籍

住所

3 代理人

ある合金を

4 取下げの内容

=

=

(備卷)

- おいて、同一の提出日に2以上の手続補完書があるときは、「手続補完書(1)」のように記載する。 「取下げの内容」の欄には、手続の補完の取下げに係る手続補完書の提出日を記載する。この場合に
- 2 同時に2以上の手続の補完の取下書を提出するときは、その手続の補完の取下書に、 「手続の補完の取下書(2)」のように番号をつけて区別する 「手続の補完の
- ω に様式第7の備考14と同様とする。 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並び

様式第15の4(第29条の5関係)

Withdrawal of complement procedure

To: Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Si gnat ur e

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name: Signature

Address:

4 Subject Matter of Withdrawal

〔備考〕

様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式

第7の備考14並びに様式第15の3の備考1及び2と同様とする。

様式第二十及び様式第二十の二を削る。

様式第二十一を次のように改める。

樣式第21 (第53条関係)

IPEA/

特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

第章

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

	国際予備審查	蚤機関記入欄	
国際予備審査機関の確認		請求書の受理の日	
四京 1. 個番目以底の単語		明小目の文珪の日	
 第 欄 国際出願の表示			出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日(日.月.年)	優先日(最先のもの)(日.月.年)
発明の名称			
第 欄 出願人			
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;》</i>	法人は公式の完全な名称を記載	;あて名は郵便番号及び国	,電話番号:
<i>名も記載)</i>			
			ファクシミリ番号:
			出願人登録番号:
		P.C. (20)	
国籍 <i>(国名)</i> :		住所 <i>(国名)</i> :	
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;</i>	法人は公式の完全な名称を記	載;あて名は郵便番号及び	国名も記載)
国籍 <i>(国名)</i> :		住所 (国名):	
その他の出願人が続葉に記載されている。	o		

		国際出願番号
	<u> </u>	
************************************	<u></u> 頁	
第 欄の続き 出願人 この第 欄の続きを使用しないときは、この用紙を国際予備審査請求書に含める	5/1 = L	
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 載		<i>載)</i>
国籍(国名):	住所 <i>(国名)</i> :	

氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 載	前;あて名は郵便番号及ひ国名も記載	
	P.C. (89.)	
国籍 <i>(国名)</i> :	住所 <i>(国名)</i> :	
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 載	戴;あて名は郵便番号及び国名も記載	<i>载)</i>
国籍(国名):	住所 <i>(国名)</i> :	
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記</i> 載	 就 <i>;あて名は郵便番号及び国名も記</i> 載	載)
国籍(国名):	住所(国名):	
その他の出願人が他の続葉に記載されている。		

	国際出願番号
第 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名	
下記に記載された者は、 代理人 又は 共通の代表者 として 既に選任された者であって、国際予備審査についても出願人を代理する者である。 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続きのために、	、今回新たに選任された者である。
氏名(名称)及びあて名: <i>(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)</i>	電話番号:
	ファクシミリ番号:
	代理人登録番号:
通知のためのあて名: 代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載してに	I いる場合は、レ印を付す。
第 欄 国際予備審査に対する基本事項	
#正に関する記述:* 1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。 出願時の国際出願を基礎とすること。 明細書に関して 出願時のものを基礎とすること。 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする 持許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 対許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 対許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 対許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 対所協力条約第19条の規定に基づに基づいてなされた補正を基礎とする と。 対所協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とする と。 対所協力系列度を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力を表述となる は、対応力は、対応力は、対応力を表述となる は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力は、対応力	明書も含む)を基礎とすること。 ること。 ること。 のこと。 のこと。 のい消されたものとみなして開始することを希望する。 ようとする場合、出願人は規則69.1(d) 時間に希望する。 く開始することを明示的に希望する。 顔時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、
国際出願の公開の言語である。	
国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。	
第 欄 国の選択	
この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつPCT第 章に拘束される全ての締約	が国を選択する国際予備審査の請求となる。

				国際出願番号
			_頁	
第	欄	照合欄		
		審査請求書には、国際予備審査のために、第 欄に記載する言語に 添付されている。	- L S	国際予備審査機関 記入欄
				受 領 未 受 領
1.	国際出願	の翻訳文	: 枚	
2.	特許協力	条約第34条の規定に基づく補正書	: 枚	
3.		条約第19条の規定に基づく補正書 要求された場合は翻訳文)の写し	: 枚	
4.		条約第19条の規定に基づく説明書 要求された場合は翻訳文)の写し	: 枚	
5.				
6.	その他 <i>(</i>	書類名を具体的に記載):	枚	
この国	国際予備審	査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。	•	
1.	手数料	計算用紙	5. 記名押印(署名)の欠落に	こついての説明書
	納付す	る手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	6. 電子形式による配列表	
[国際事	務局の口座へ振込を証明する書面	7. ====================================	慰連するテーブル
2.	個別の	委任状の原本	8. その他 (書類名を具体的に	三記載):
3.	包括委	任状の原本		
4.	包括委	任状の写し(あれば包括委任状番号):		
第	欄	出願人、代理人又は共通の代表	者の記名押印	
各人の	の氏名(名	称)を記載し、その次に押印する。		
		国際予備審查	機関記入欄 ——	
1.	国際予備	審査請求書の実際の受理の日		
2.	規則 60.1	(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付		
3.			規則 54 の 2.1(a)の期限 6	の経過後の国際予備審査請求書の受理。 頁目にあてはまらない。
4.	L 用規	出願人に通知した。 	7. 規則 80.5 により延長か	「認められている規則 54 の 2.1(a)の期限
		国際予備審査請求書の受理	内の国際予備審査請求 	書の受理。
5.		先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが 則82により認められる。	8. 規則 54 の 2.1(a)の期間であるが規則 82 により	間の経過後の国際予備審査請求書の受理)認められる。
			局記入欄——	
国際	予備審査請	求書の国際予備審査機関からの受領の日:		

(備卷)

- ù ¬ Р CT/JP0000/000000。 のように記載し、 受理官庁の名称を「RO/JP」のように記載する。 国際出願番号」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を 国際出願番号の通知を受けていない場合に
- 2 れている。」の前の 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、 内にレ印を付し、 続葉を用いて記載す . في 「その他の出願人が続葉に記載さ
- ω 代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、 のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は \wedge にレ田を付す。 とまに、 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、 「通知のためのあて名」の前の 国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、 内にレ印を付す 出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知 そのあて名を記載する 該当する 图
- 4 国際予備審査に対する基本事項」 の欄には、 次により記載する
- 7 補正に関する記述」の頃は、 国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載す

るものであり、該当する 内にし印を付す。

を「日本語」のように記載するとともに、 国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語 該当する 内にレ印を付す。

5 その他は、様式第1の備考1、2、4、5、7、9、10、12から15まで、17、20及び21、様式第2の

3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考11、14、15、17及び18と同様とする。

様式第二十一の二を次のように改める。

様式第21の2(第53条関係)

The demand must be filed directly with	h the competent Internat	ional Preliminary Ex	xamining Authority or, į	f two or more Authorities	are competent,
with the one chosen by the applicant.	The full name or two-le	etter code of that Au	thority may be indicated	d by the applicant on the	line below:

IPEA/____

PCT

CHAPTER II

DEMAND

under Article 31 of the Patent Cooperation Treaty:
The undersigned requests that the international application specified below be the subject of international preliminary examination according to the Patent Cooperation Treaty.

For International Preliminary Examining Authority use only					
Identification of IPEA		Date of receipt of DEMAND			
Box No. I IDENTIFICATION OF T	THE INTERNATIONAL	APPLICATION	Applicant's or agent's file reference		
International application No.	International filing date	(day/month/year)	(Earliest) Priority date (day/month/year)		
Title of invention					
Box No. II APPLICANT(S)					
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.) Telephone No.					
			Facsimile No.		
			Applicant's registration No. with the Office		
State (that is, country) of nationality:		State (that is, count	try) of residence:		
Name and address: (Family name followed by	given name; for a legal entity, f	full official designation. Th	he address must include postal code and name of country.)		
State (that is, country) of nationality:		State (that is, country	y) of residence:		
Further applicants are indicated on	a continuation sheet.				

Sheet No. ...

International application No.

Continuation of Box No. II APPLICANT(S)				
If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the demand.				
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)				
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country) of residence:			
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, f	full official designation. The address must include postal code and name of country.)			
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country) of residence:			
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, fi	ull official designation. The address must include postal code and name of country.)			
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country) of residence:			
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, fu	ll official designation. The address must include postal code and name of country.)			
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country) of residence:			
Further applicants are indicated on another continuation sheet.				

Sheet No	International application No.			
Box No. III AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CO	DRRESPONDENCE			
The following person is agent common representative and has been appointed earlier and represents the applicant(s) also for international preliminary examination. is hereby appointed and any earlier appointment of (an) agent(s)/common representative is hereby revoked. is hereby appointed, specifically for the procedure before the International Preliminary Examining Authority, in addition to				
the agent(s)/common representative appointed earlier. Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)	Telephone No.			
	Facsimile No.			
	Agent's registration No. with the Office			
Address for correspondence: Mark this check-box where no agent or common space above is used instead to indicate a special address to which correspondence	representative is/has been appointed and the e should be sent.			
Box No. IV BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION				
Statement concerning amendments:* 1. The applicant wishes the international preliminary examination to start on the basis o the international application as originally filed the description as originally filed as amended under Article 34	f:			
the claims as originally filed as amended under Article 19 (together with any accompanying statement) as amended under Article 34				
the drawings as originally filed as amended under Article 34				
 The applicant wishes any amendment to the claims under Article 19 to be considered as reversed. Where the IPEA wishes to start the international preliminary examination at the same time as the international search in accordance with Rule 69.1(b), the applicant requests the IPEA to postpone the start of the international preliminary examination until the expiration of the applicable time limit under Rule 69.1(d). The applicant expressly wishes the international preliminary examination to start earlier than at the expiration of the applicable time limit under Rule 54bis.1(a). 				
* Where no check-box is marked, international preliminary examination will start on the basis of the international application as originally filed or, where a copy of amendments to the claims under Article 19 and/or amendments of the international application under Article 34 are received by the International Preliminary Examining Authority before it has begun to draw up a written opinion or the international preliminary examination report, as so amended.				
Language for the purposes of international preliminary examination: which is the language in which the international application was filed. which is the language of a translation furnished for the purposes of internation which is the language of publication of the international application. which is the language of the translation (to be) furnished for the purposes of	onal search.			
Box No. V ELECTION OF STATES				
The filing of this demand constitutes the election of all Contracting States which are desi	gnated and are bound by Chapter II of the			

	Sheet No		International app	ication No.		
Box	No. VI CHECK LIST					
	e demand is accompanied by the following elex No. IV, for the purposes of international pr			erred to in		onal Preliminary uthority use only not received
1.	translation of international application	:		sheets		
2.	amendments under Article 34	:		sheets		
3.	copy (or, where required, translation) of amendments under Article 19	:		sheets		
4.	copy (or, where required, translation) of statement under Article 19	:		sheets		
5.	letter	:		sheets		
6.	other (specify)	:		sheets		
The o	demand is also accompanied by the item(s) m	arked below:				
1.	fee calculation sheet			_	ining lack of signati	ire
2.	original separate power of attorney				g in electronic form	
3.	original general power of attorney			ables in electro sequence listing	onic form related to	a
4.	copy of general power of attorney; reference number, if any:		8. 🔲 (other (specify):		
iveal u	o each signature, indicate the name of the person signi	пд ини те сириспу	in which the	zerson signs (y sac	л сарасну із поі бочю	s from reading the demand).
		onal Preliminar	y Examinin	g Authority use	only —	
1. I	Date of actual receipt of DEMAND:					
	Adjusted date of receipt of demand due of CORRECTIONS under Rule 60.1(b):					
3. [4. [5. [The date of receipt of the demand is expiration of 19 months from the prioritem 4 or 5, below, does not apply. The applicant has been informed. The date of receipt of the demand is WIT limit of 19 months from the priority date by virtue of Rule 80.5. Although the date of receipt of the demand expiration of 19 months from the priodelay in arrival is EXCUSED pursuant.	accordingly. HIN the time e as extended and is after the rity date, the	6	expiration o item 7 or 8, The date of I limit under Rule 80.5. Although the expiration of the second seco	fthe time limit under below, does not appreceipt of the demand Rule 54bis.1(a) as e	I is WITHIN the time xtended by virtue of the demand is after the r Rule 54bis.1(a), the
		For Internation	al Bureau ı	ise only		
Dem	and received from IPEA on:					

(備卷)

- 、おこ けていない場合には、 「International Application No.」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合 その番号を「PCT/JPOOOO/OOOO」のように記載し、 受理官庁の名称を「RO/JP」のように記載する。 国際出願番号の通知を受
- 2 at ed on a continuation sheet」の前の 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、 内にフ田を付し、 続葉を用いて記載する。 Further applicants are indic
- ω ৢঀ を記載するとともに、 請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名 際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、 た場合には、 「AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE」の欄には、 そのあて名を記載するとともに、 該当する 内にレ印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設け 「Address for correspondence」の前の 出願人自身が国 国際予備審 内にフ印を付 ద
- 4 BASIS FOR INTERNATI ONAL PRELIMINARY EXAMINATION の欄には、次により記載する。

- 7 の希望を記載するものであり、該当する 「Statement concerning amendments」の頂は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人 内にレ印を付す。
- を「English」のように記載するとともに、 国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語 該当する 内にレ印を付す。
- S 及び7、様式第2の3の備考1、 に様式第7の2の備考4と同様とする。 その街は、 様式第1の備考1、2、4、 様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、15、17及び18並び ر 2 9、13、 14、20及び21、様式第1の2の備考2、4、5

2中「補柢13」を「補柢14」に改める。 様式第二十二の備考3、様式第二十二の二の備考3、様式第二十三の備考及び様式第二十三の二の備考

様式第二十六の二中「OBM OUS ERROR」を「OBM OUS M STAKE」に改める。

様式第二十六の三の備考4、様式第二十六の四の備考3、様式第二十九の備考及び様式第二十九の二の

備考中「蕪赤13」を「蕪赤14」に改める。

(特許法施行規則の一部改正)

第三十八条の二の次に次の二条を加える。

(国際出願日の特例)

第三十八条の二の二 特許庁長官は、

(b)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、 その国際特許出願の出願人に対し、そ

の国際特許出願の国際出願日を規則 20(j)、3))、3))、3) 20.6又は20.0のいずれかの規定により認定された国際出願5.

日とする旨の通知をしなければならない。

2 国際特許出願の出願人は、 特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定する期間内に限り、

書を提出することができる。

3 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

4 玉 際特許出願 の出願人は、 第二項の期間内に限り、 第一項の規定による国際特許出願のうち、 規 則 20.5

(c)の規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた明細書、 請求の範囲又は図面について、 それ

らが当該国際特許出願に含まれないものとする旨の請求をすることができる。

5 前項の請求は、 様式第五十二の三により作成しなければならない。

6 特許庁長官は、 第四項の請求があつたときは、 当該請求に係る明細書、 請求の範囲又は図面は、 国 際

特許出願に含まれないものとみなし、 第一項の規定による通知にかかわらず、その国際特許出願の国

出願日を規則 3 (bi、 20.6又は20.0のいずれかの規定により認定された国際出願日としなければならな5)

ιį

(明らかな誤りの訂正)

第三十八条の二の三 特許庁長官は、 規則1.fの規定により規則1.に基づく訂正を認めない場合は、規則3 出願

人に対し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

第三十八条の十三の二中「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規

則」を「規則」に改める。

様式第五十二の次に次の二様式を加える。

様式第52の2(第38条の2の2及び第38条の2の3関係)

特許庁長官

颬

出願人 (代表者)

国際出願の表示

2

氏名 (名称)

St で名

H 繿

爭 严

ω

珉 炒

भ d 炒

4 通知の日付

意見の内容

5

(E)

(E)

6 添付書類の目録

[備卷]

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並び

様式第52の3 (第38条の2の2関係)

に様式第15の2の備考2

と同様とする。

特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書

特許庁長官

- 国際出願の表示
- 出願人(代表者)

2

氏名 (名称)

=

める

国 籍

住 所

3 代理人

民名

=

4 請求の内容

Ð

d

′加

〔備光〕

請求の内容」の欄には、 請求に係る書類名及びその提出日を記載する

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、 樣式第4

の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第三条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「特許法施行規則第三十八条の六」を「特許法施行規則第三十八条の二の二、第三

十八条の二の三、第三十八条の六」に改め、 「除く。)(」の下に「国際出願日の特例、 明らかな誤りの

訂正、」を加える。

(施行期日)

第一条。この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、こ

の省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、 なお従前

の例による。

第二条

特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三 (第三条

の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、

この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にし

た国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、 なお従前の例による。